

世田谷区特別区税条例等の一部を改正する条例

1. 条例改正の事由

令和4年度税制改正大綱（令和3年12月24日閣議決定）に係る地方税法等の改正（令和4年3月31日公布）に伴い、世田谷区特別区税条例等の一部を改正する必要があるため。

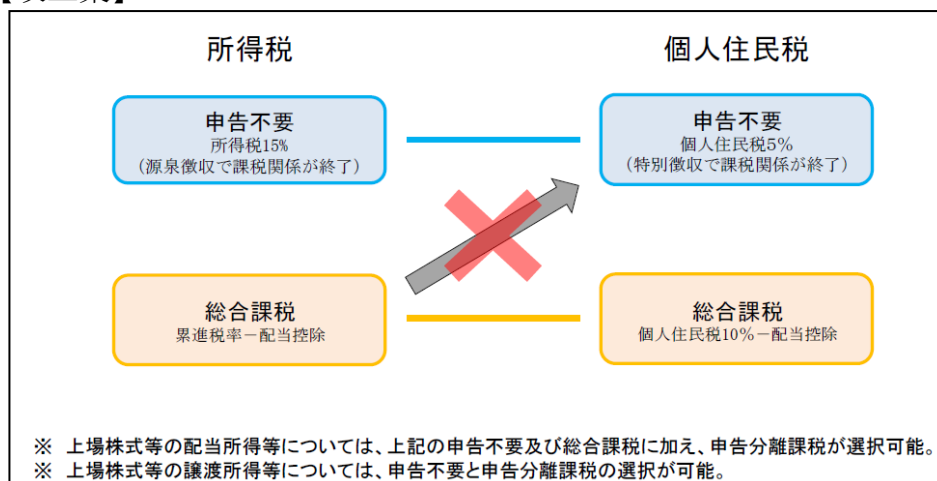
2. 条例改正の概要

(1) 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し

【令和6年1月1日施行】

特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させることとする。それに伴い関連する規定の整備を行う。

【改正案】



※全国都道府県税務主管課長・市町村税担当課長合同会議（令和4年1月21日）市町村税課  
関係説明資料より抜粋

(2) 寄附金税額控除に係る規定の整備

【公布の日施行】

公益法人制度改革に伴う公益法人の移行に伴う経過措置の規定について、7年経過したことにより削除する。

(3) 扶養親族申告書への申告事項の追加

【令和5年1月1日、令和6年1月1日施行】

給与所得者又は公的年金等受給者が退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者等を有する場合には、給与所得者の扶養親族申告書及び公的年金等受給者の扶養親族申告書に当該配偶者等の氏名を記載する措置を講ずるとともに、関連する規定の整備を行う。

#### (4) 住宅借入金等特別税額控除の見直し

##### 【令和5年1月1日施行】

所得税において住宅借入金等特別税額控除の特例の特長の延長等の措置が講じられることに伴い、当該措置の対象者について、区民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を令和20年度分及び居住年が令和7年であるものまで延長する。また控除限度額については、消費税率引き上げによる需要平準化対策が終了したことから、所得税の課税総所得金額等の7%（区4.2%、都2.8%）、最高136,500円（区81,900円、都54,600円）から5%（区3%、都2%）、最高97,500円（区58,500円、都39,000円）に引き下げる。

これらの改正に伴い、関連する規定の整備を行う。

この措置による減収については、引き続き全額国費で補填される。

##### 【改正案概要】

	現行制度	改正案
居住年	平成26年4月～令和3年12月 (一定の場合は～令和4年12月)	令和4年～令和7年
適用期限	令和15年度 (一定の場合は令和17年度)	令和20年度
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の 7% (最高13.65万円)	所得税の課税総所得金額等の 5% (最高9.75万円)

※平成26年4月～令和3年12月までの欄の金額は、住宅に係る消費税率の税率が8%又は10%である場合の金額

#### (5) その他の規定の整備

##### 【公布の日、令和5年1月1日施行】

関係法令(地方税法等)の改正に伴う所要の整備及び引用条番号の条ずれ解消等、規定を整備する。

### 3. 周知方法

条例改正の内容については、改正条例の公布後速やかに区ホームページで周知を図る。

改正後	改正前
<p>○世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例 昭和39年12月26日条例第74号</p>	<p>○世田谷区特別区税条例 昭和39年12月26日条例第74号</p>
<p>(所得割の課税標準)</p>	<p>(所得割の課税標準)</p>
<p>第15条 略 2及び3 略</p>	<p>第15条 略 2及び3 略</p>
<p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項<u>その他地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p>	<p>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（区民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項<u>その他地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。</u></p>
<p>5 略</p>	<p>(1) 第23条第1項の申告書</p>
<p>6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項<u>その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等</u></p>	<p>(2) 第24条第1項の確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</p>
<p>5 略</p>	<p>5 略</p>
<p>6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項<u>その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等</u></p>	<p>6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（区民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる</p>

改正後	改正前
<p><u>譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</u></p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第20条 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金銭(第2号から第5号までに掲げるものに関しては、区内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するものに限る。)を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人</p>	<p>申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第23条第1項の申告書</p> <p>(2) 第24条第1項の確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第20条 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金銭(第2号から第5号までに掲げるものに関しては、区内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するものに限る。)を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなお</p>

改正後	改正前
<p>_____に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>（3）～（5） 略</p> <p>2 略</p> <p>（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p> <p>第20条の3 所得割の納税義務者が、第15条第4項の<u>確定申告書</u> _____に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項の<u>確定申告書</u> _____に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第18条から前条までの規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>確定申告書</u>に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の都民税若しくは区民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 略</p> <p>（区民税の申告）</p> <p>第23条 第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第</p>	<p>その効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>（3）～（5） 略</p> <p>2 略</p> <p>（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）</p> <p>第20条の3 所得割の納税義務者が、第15条第4項の<u>特定配当等申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項の<u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第18条から前条までの規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>申告書</u>に係る年度分の都民税 _____若しくは区民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 略</p> <p>（区民税の申告）</p> <p>第23条 第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第</p>

改正後	改正前
<p>1 項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの）に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第20条の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第10条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を区長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）は規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。</p> <p>3～8 略</p> <p>第24条 略</p> <p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の2</p>	<p>1 項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（<u>所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者</u>）  _____に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第20条の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第10条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により申告書を区長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）は規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。</p> <p>3～8 略</p> <p>第24条 略</p> <p>2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項_____のうち法第317条の2</p>

改正後	改正前
<p>第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの（前条第6項の施行規則で定めるものを含む。）及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</p> <p>3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、規則で定めるところにより、区民税の賦課徴収につき必要な事項を付記しなければならない。</p> <p>（区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） <u>所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名</u></p> <p><u>（3） 略</u></p> <p><u>（4） 前3号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項</u></p> <p>2～5 略</p> <p>（区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）</p>	<p>第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの（前条第6項の施行規則で定めるものを含む。）及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。</p> <p>3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、規則で定めるところにより、区民税の賦課徴収につき必要な事項を付記しなければならない。</p> <p>（区民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）</p> <p>第24条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 略</p> <p><u>（3） 前2号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項</u></p> <p>2～5 略</p> <p>（区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）</p>

改正後	改正前
<p>第24条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、<u>特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第36条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）</u>で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略  <u>(2) 特定配偶者の氏名</u>  (3) 略  (4) 前<u>3</u>号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項</p> <p>2～5 略</p>	<p>第24条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、<u>扶養親族（控除対象扶養親族</u>  <u>を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）</u>で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該公的年金等支払者の名称  (2) 略  (3) 前<u>2</u>号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項</p> <p>2～5 略</p>
<p>付 則</p> <p>第3条の5の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年</p>	<p>付 則</p> <p>第3条の5の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年</p>



改正後	改正前
<p>ある場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第18条及び第19条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>ある場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第18条及び第19条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>
<p>(上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例)</p>	<p>(上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例)</p>
<p>第8条 略</p>	<p>第8条 略</p>
<p>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する<u>特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)</u>に係る配当所得に係る部分は、区民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り、<u>適用する。</u></p>	<p>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する<u>特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)</u>に係る配当所得に係る部分は、区民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の区民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第15条第4項の特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、区民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第18条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、<u>適用しない。</u></p>
<p>3 略</p>	<p>(1) 第15条第4項ただし書の規定の適用がある場合 (2) 第15条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるとき。</p>
<p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)</p>	<p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)</p>

改正後	改正前
<p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例）</p> <p>第14条の2 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</p> <p>5 略</p>	<p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、<u>第37条の8又は第37条の9</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例）</p> <p>第14条の2 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書（区民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>（1） 第23条第1項の申告書</p> <p>（2） 第24条第1項の確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</p> <p>5 略</p>

改正後	改正前
<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例)  第14条の3 略  2及び3 略  4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</p> <p>5 略  6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第20条の3の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは付則第14条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年分の所得税に係る_____同条第4項の確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合_____</p> <p>_____であって、当該条約適用配当等に係る所</p>	<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例)  第14条の3 略  2及び3 略  4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(区民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第23条第1項の申告書  (2) 第24条第1項の確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</p> <p>5 略  6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第20条の3の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは付則第14条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項の条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)</p> <p>_____であって、当該条約適用配当等に係る所</p>

改正後	改正前
<p>得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき又は第15条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> <p>（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）</p> <p>第18条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。_____）</p> <p>第5条第4項に規定する指定行事のうち、区長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第20条の規定を適用する。</p>	<p>得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき又は第15条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> <p>（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）</p> <p>第18条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）</p> <p>第5条第4項に規定する指定行事のうち、区長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第20条の規定を適用する。</p> <p>（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）</p> <p>第19条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第3条の5の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</p> <p>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における</p>

改正後	改正前
	付則第3条の5の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

## 世田谷区特別区税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例</p> <p>令和3年6月25日条例第32号</p> <p>世田谷区特別区税条例（昭和39年12月世田谷区条例第74号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第24条の3第1項中「<u>扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は</u>」を加え、「<u>有しない者を除く</u>」を「<u>有する者に限る</u>」に改め、同条第4項中「<u>所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</u>」を「<u>令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす</u>」に改め、同条第5項中「<u>申告書が</u>」の次に「<u>その提出</u>」を加え、「<u>事項を</u>」を「<u>事項についてその提供</u>」に、「<u>が提供</u>」を「<u>がその提供</u>」に、「<u>受理された日</u>」を「<u>申告書は、その受理された日</u>」に、「<u>提供を受けた日</u>」を「<u>申告書に記載すべき事項は、その提供を受けた日</u>」に改める。</p>	<p>○世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例</p> <p>令和3年6月25日条例第32号</p> <p>世田谷区特別区税条例（昭和39年12月世田谷区条例第74号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第24条の3第1項中「<u>控除対象扶養親族を除く</u>」を「<u>年齢16歳未満の者</u>」に限る」に改め、同条第4項中「<u>所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている</u>」を「<u>令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす</u>」に改め、同条第5項中「<u>申告書が</u>」の次に「<u>その提出</u>」を加え、「<u>事項を</u>」を「<u>事項についてその提供</u>」に、「<u>が提供</u>」を「<u>がその提供</u>」に、「<u>受理された日</u>」を「<u>申告書は、その受理された日</u>」に、「<u>提供を受けた日</u>」を「<u>申告書に記載すべき事項は、その提供を受けた日</u>」に改める。</p>

## 世田谷区特別区税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 公布の日</p> <p>(2) 第1条中世田谷区特別区税条例第24条の2の見出し及び同条第1項の改正規定、同条例第24条の3の見出し及び同条第1項の改正規定、同条例付則第3条の5の2第1項の改正規定、同条例付則第11条第3項の改正規定、同条例付則第18条の改正規定並びに同条例付則第19条を削る改正規定、第2条の規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日</p> <p>(3) 第1条中世田谷区特別区税条例第15条第4項及び第6項の改正規定、同条例第20条の3第1項及び第2項の改正規定、同条例第23条第1項ただし書の改正規定、同条例付則第8条第2項の改正規定、同条例付則第14条の2第4項の改正規定、同条例付則第14条の3第4項の改正規定並びに同条例第6項の改正規定並びに次条第3項の規定 令和6年1月1日</p> <p>(区民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 第1条の規定による改正後の世田谷区特別区税条例（以下「新条例」という。）第24条の2第1項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第24条の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、2号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の世田谷区特別区税条例（以下「旧条例」という。）第24条の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。</p>	

